

特許出願非公開制度に関する確認について

- 令和6年5月1日より、経済安全保障推進法に基づいて、特許出願非公開制度が開始されます。(令和6年5月1日以降になされる特許出願から適用)
- この制度により、公にすることで外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明については、外国への特許出願（PCT出願を含む）が規制されます。
- 海外出願支援事業間接補助金の申請にあたっては、基礎となる特許出願が外国に出願できることが必要ですので、外国出願の規制の対象でないことを確認のうえ、自己確認書を提出してください。(基礎となる特許出願が令和6年4月30以前の場合は確認の必要はありません。)

【経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度】

- ・ この制度は、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するものです。
- ・ 保全指定は、特許庁による一次審査と内閣府による保全審査（二次審査）の二段階の審査により決定されます。一次審査では、政令で定める特定技術分野（※）に属する発明が記載されている出願が選別されます。保全審査では、一次審査で選別された出願について発明の情報の保全が適当であるかが審査されます。
- ・ また、日本国特許庁に出願すれば保全審査の対象となる発明については、日本国特許庁への出願の前に外国出願（PCT出願を含む）をすることが禁止されています。

※ 制度の詳細については下記ホームページを参照

特許庁「特許出願非公開制度について」

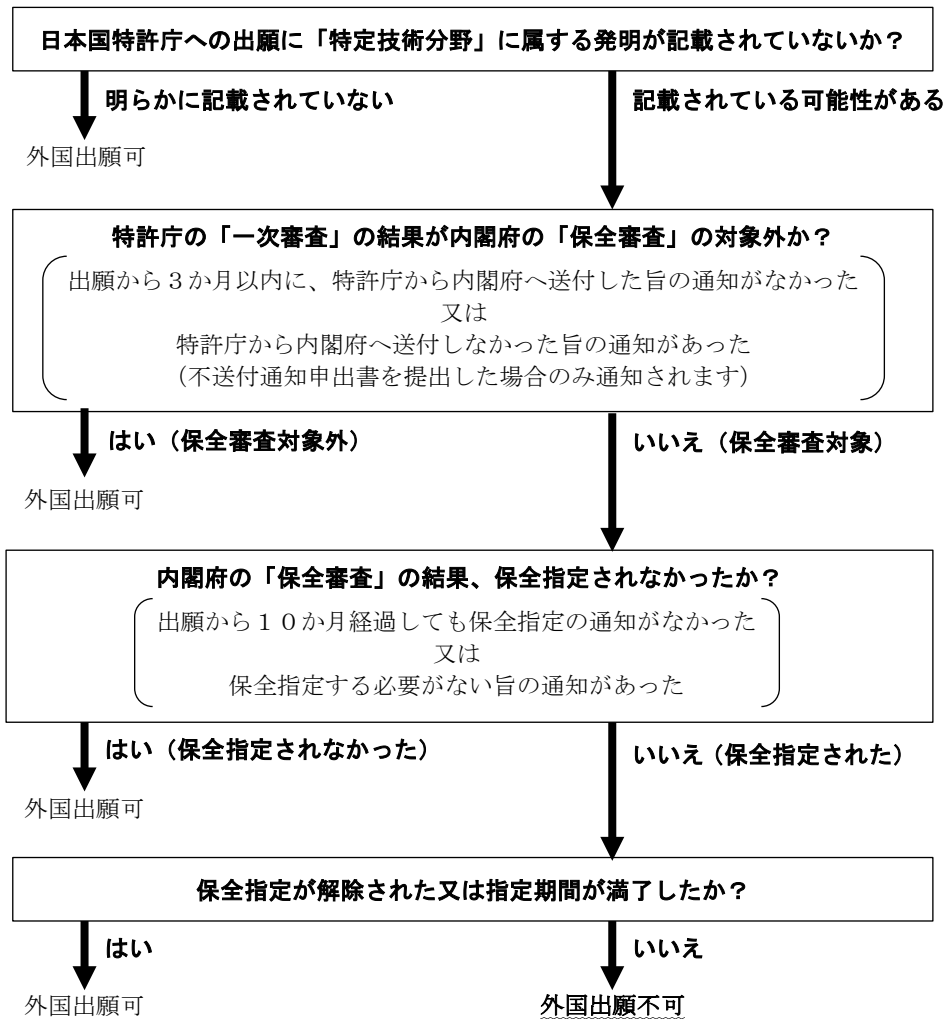
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

内閣府「特許出願の非公開に関する制度」

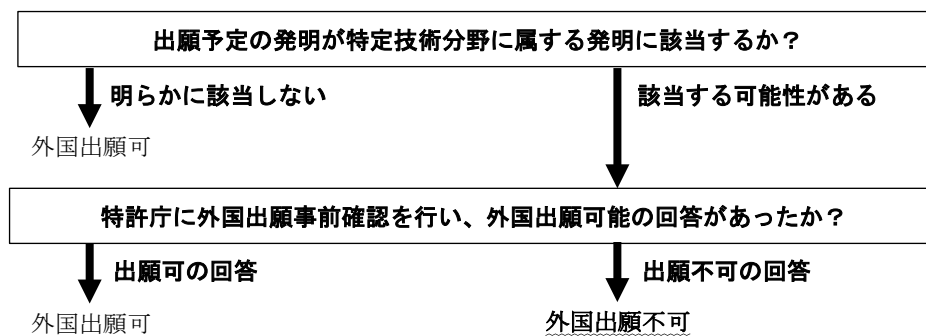
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

【確認のフロー】

(日本国特許庁への出願を基礎として外国出願する場合)



(ダイレクトPCT出願の場合)



※日本国特許庁に出願し、審査の結果、保全指定されなければ(指定された場合は、指定が解除又は期間満了すれば)外国への出願が可能

※特定技術分野（詳細は、内閣府「特許出願の非公開に関する制度」のホームページを参照）

	分野	政令で示す技術の分野 (国際特許分類又はこれに準じて細分化したものに従って規定)
1	航空機等の偽装・隠ぺい技術	B64に該当し、かつ、F41H3/00に該当する技術の分野
2	武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術	B64C39/02、B64U又はG05Dに該当し、かつ、F41又はF42に該当する技術の分野
3	誘導武器等に関する技術	F41G7に該当する技術の分野 F42B15に該当する技術の分野
4	発射体・飛翔体の弾道に関する技術	F42B10に該当する技術の分野
5	電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術	F41B6に該当する技術の分野
6	例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術	F41H13に該当する技術の分野
7	航空機・誘導ミサイルに対する防御技術	F41H11/02に該当する技術の分野
8	潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術	B63G8/28からB63G8/33までのいずれかに該当する技術の分野
9	音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの	B63C7/26、B63C11/48、G01S1/72からG01S1/82までのいずれか、G01S3/80からG01S3/86までのいずれか、G01S5/18からG01S5/30までのいずれか、G01S7/52からG01S7/64までのいずれか又はG01S15に該当し、かつ、F41に該当する技術の分野
10	スクラムジェットエンジン等に関する技術	F02K7/14に該当する技術の分野
11	固体燃料ロケットエンジンに関する技術	F02K9/08からF02K9/40までのいずれかに該当する技術の分野
12	潜水船に関する技術	B63B3/13に該当する技術の分野 B63G8/00からB63G8/26までのいずれか又はB63G8/34、B63G8/38若しくはB63G8/39に該当する技術の分野
13	無人水中航走体等に関する技術	B63C11/00に該当し、かつ、G05Dに該当する技術の分野
14	音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの	B63C7/26、B63C11/48、G01S1/72からG01S1/82までのいずれか、G01S3/80からG01S3/86までのいずれか、G01S5/18からG01S5/30までのいずれか、G01S7/52からG01S7/64までのいずれか又はG01S15に該当し、かつ、B63Gに該当する技術の分野
15	宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術	B64G1/58、B64G1/62、B64G1/64又はB64G1/68に該当する技術の分野
16	宇宙航行体の観測・追跡技術	B64G3に該当する技術の分野
17	量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術	G01J1/02 から G01J1/08 までのいずれか、H01L27/14 から H01L27/148までのいずれか又はH01L31/08からH01L31/119までのいずれかに該当する技術の分野のうち、量子ドット又は超格子に関するもの
18	耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術	G06F21/86又はG06F21/87に該当する技術の分野
19	通信妨害等に関する技術	H04K3に該当する技術の分野
20	ウラン・プルトニウムの同位体分離技術	B01D59に該当する技術の分野のうち、ウラン又はプルトニウムに関するもの
21	使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術	G21C19/33からG21C19/50までのいずれかに該当する技術の分野
22	重水に関する技術	C01B5/02に該当する技術の分野
23	核爆発装置に関する技術	G21J1又はG21J3に該当する技術の分野
24	ガス弾用組成物に関する技術	C06D7に該当する技術の分野
25	ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術	F42B5/145に該当する技術の分野 F42B12/46からF42B12/54までのいずれかに該当する技術の分野

※10～19については、付加要件を適用
(付加要件)

①～③のいずれかに該当する発明であること。

①我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明

②国又は国立研究開発法人による特許出願（国及び国立研究開発法人以外の者と共同でしたものを除く。）

③産業技術力強化法第 17 条または科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 22 条の適用を受けた特許出願に係る発明